

「教育の質の向上と改善」に係る自己点検・評価書

基準 9-1 : 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 9-1-① : 学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。

(観点・指標に係る状況)

教育の状況等についての自己点検・評価は、本学「自己点検・評価規則」(資料 9-1-①参照)に基づき、大学評価委員会が企画、立案及び実施に関する総括を行っている。

この自己点検・評価においては、毎年度「組織の運営状況等」と「各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況」の評価項目について実施している(別添資料 9-1-①-1「平成25年度上越教育大学自己点検・評価実施要項(抜粋)」参照)。また、本学の評価基準に関する自己点検・評価として、大学全体の目的や教育研究組織、学生の受入など11の基本項目、13の基準に基づく自己点検・評価を実施している。この自己点検・評価等の結果、学長が改善の必要があると認めたときは、当該部局に改善案を提出させ、それを実行させる体制となっている。なお、この評価基準とは別に、教職大学院の認証評価等にも対応可能な「専門職学位課程評価基準」(別添資料 9-1-①-2「専門職学位課程評価基準」参照)及び「専門職学位課程評価基準に係る観点・指標」(別添資料 9-1-①-3「専門職学位課程評価基準に係る観点・指標」参照)を制定し、自己点検・評価を実施している。

資料 9-1-① 自己点検・評価規則 第1条～第3条、第6条、第10条～第13条

国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則(抄)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学(以下「本学」という。)が自ら行う点検及び評価等並びにその実施体制等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 認証評価 法第109条第2項及び第3項の規定に基づき、認証評価機関が行う評価をいう。
- (3) 法人評価 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条により準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第1項及び第34条第1項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。
- (4) 外部評価 本学が実施した点検及び評価の結果について、教育活動の質の向上を目指すため、外部の有識者が行う評価をいう。
- (5) 部局等 役員会、経営協議会、教育研究評議会、教授会、各種委員会、附属図書館、学校教育実践研究センター、保健管理センター、情報メディア教育支援センター、心理教育相談室、特別支援教育実践研究センター、各附属学校、事務局各課・室、学系及び専攻等をいう

(実施体制)

第3条 自己点検・評価、認証評価、法人評価及び外部評価（以下「自己点検・評価等」という。）に係る企画、立案及び実施に関する統括は、国立大学法人上越教育大学大学評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(自己点検・評価の実施)

第6条 自己点検・評価は、部局等がそれぞれ所掌する業務について実施し、これらを踏まえて、委員会が本学全体について実施するものとする。

2 委員会は、自己点検・評価の実施に当たり、第4条に定める基本項目及び前条第1項に定める評価基準のうち、当該年度に実施する事項を選定するものとする。

3 自己点検・評価に係る実施要項の作成に当たっては、国立大学法人上越教育大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）及び国立大学法人上越教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経るものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、すべての部局等は、当該部局等の運営状況等についての自己点検・評価を毎年度実施するものとする。

(学生又は学外者の意見の反映)

第10条 部局等は、自己点検・評価の実施に当たり、学生又は学外者の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

(自己点検・評価等の結果及び公表)

第11条 委員会は、自己点検・評価を終了したときは、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、経営協議会及び教育研究評議会の議を経て、自己点検・評価の結果を決定するものとする。

3 学長は、自己点検・評価等の結果を公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第12条 学長は、自己点検・評価等の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、当該部局等の長に改善を指示するものとする。

2 当該部局等の長は、前項の改善指示を受けたときは、改善案を作成し、国立大学法人上越教育大学評価支援室（以下「評価支援室」という。）に提出するものとする。

3 評価支援室は、前項の改善案に意見を付して学長に報告するものとする。

4 学長は、前項の報告に基づき、改善策を決定するものとする。

(監事への報告)

第13条 学長は、自己点検・評価等の結果を監事に報告するものとし、改善策を定めたときも同様とする。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

教育の状況等についての自己点検・評価は、「自己点検・評価規則」に基づき、企画、立案及び実施に関する総括を行う大学評価委員会を設置し、毎年度「組織の運営状況等」と「各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する状況」の評価項目について実施している。また、本学の評価基準に関する自己点検・評価として、大学全体の目的や教育研究組織、学生の受入など11の基本項目、13の基準に基づく自己点検・評価を実施している。この自己点検・評価等の結果、学長が改善の必要があると認めたときは、当該部局に改善案を提出させ、それを実行させる体制となっている。なお、教職大学院の認証評価等にも対応可能な評価基準と同評価基準に係る観点・指標も制定し、自己点検・評価を実施する。

以上のことから、観点9-1-①を十分に達成していると判断する。

観点9-1-②：学生からの意見聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

（観点・指標に係る状況）

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」と表記）を推進するため、平成22年度から独立した「ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置し、その下に「専門職学位課程専門部会」を置き体制を整備している。FDに関する具体的取組として、教職大学院の授業をどのように構築・再構築していくかの課題に対して有益な情報を得るため、前期及び後期授業の終了時に「学生による授業評価アンケート」を実施している（別添資料9-1-②-1「平成24年度学生による授業評価実施要項」参照）。また、教員には、学生によるアンケート結果を基に自己の授業の問題点の認識と授業改善を目指して「自己評価レポート」の作成を義務付けており、その結果を学内に公表している（別添資料9-1-②-2「平成24年度後期自己評価レポート作成依頼」参照）。

さらに、学生担当教員が、学生代表者との懇談の機会を設け、共通科目である「臨床共通科目」及び「学校支援プロジェクト」に関する意見を積極的に聴取している。加えて、非公式の扱いながら、「学校支援プロジェクトを考える会」を開催して、教員と学生とが向き合い、「学校支援プロジェクト」の改善方策について率直に討議する試みを始めている。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

前期・後期授業終了時点において、学生による授業評価アンケートを実施し、教員には、アンケート結果を基に自己の授業の問題点の認識ならびに授業改善を目指す自己評価レポートの作成を義務付けており、学生の意見聴取を基にした教育の状況の自己点検・評価ならびに授業改善を実施している。

以上のことから、観点9-1-②を十分に達成していると判断する。

観点9-1-③：学外関係者（専門職学位課程の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

（観点・指標に係る状況）

修了生に対する教育効果（学修成果）の検証を継続的に行い、教育の質の向上を図ることなどを目的とする「教職大学院修了生フォローアップ研修会」を毎年実施しており、本学教員、修了生、在学生相互の情報交換及び教育と学修の振り返りを行っている（別添資料9-1-③-1「上越教育大学教職大学院修了生第3回フォローアップ研修会実施要項」参照）。

教育委員会等の教育関係者からの意見聴取としては、現職教員を派遣している都道府県教育委員会と、毎年「都道府県教育委員会との情報交換会」を開催し、本学と教育委員会担当者との意見交換を定期的に行っている。また、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会との「連携推進協議会」を設置し、教育委員

会が求める人材と本学が養成しようとする人材像を確認し、認識の共有や連携強化を図っている。さらに、「学校支援プロジェクト」を運営・展開するため、上越市及び妙高市の教育委員会、小学校長会、中学校長会の実習担当者等で組織された「学校支援プロジェクト連絡会」における意見等も、「学校支援プロジェクト」の改善に活かされている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

修了生を対象とするフォローアップ研修会の実施により、教育効果（学修成果）の検証を継続して行い、修了生との情報交換により教育現場での取組や課題などの把握に努めている。

教育委員会関係者からは、様々な機会を通じて意見を聴取し、求められる人材像や教育内容について、ニーズの把握に努めている。

このような取組を組織的かつ継続的に実施しており、以上のことから、観点9-1-③を十分に達成していると判断する。

観点9-1-④：自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

(観点・指標に係る状況)

前述のとおり、ファカルティ・ディベロップメント委員会と同委員会の専門職学位課程専門部会のもとで、全授業科目を対象とする「学生による授業評価アンケート」と、そのアンケート結果をもとにした授業担当教員による「自己評価レポートの作成」が実施されている。また、「修了生フォローアップ研修会」による教育効果（学修成果）の検証と、学校支援プロジェクトについては、「学校支援プロジェクト連絡会」において教育委員会や実習校からの意見聴取を行っている。

このように、教育の内容とその効果を検証し、教育の質の向上等に結びつけるための取組が、組織的かつ継続的に行われるよう、着実に実施されている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

自己点検・評価の結果などをもとにして、「臨床共通科目」や「学校支援プロジェクト」等の教育内容・方法に関する改善方策の検討が継続的になされている。その改善の一例として、平成25年度から「臨床共通科目」について、国際理解教育に関する内容の新設や、成果のまとめの時間を充実させることとなった。

以上のことから、観点9-1-④を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

「学生による授業評価アンケート」を積極的に活用して、「自己評価レポート」を作成するという取り組みを継続的に行っている。また、アンケートによって得られる情報にとどまらず、学生との対話・討議を通じて意見を聴取する活動に取り組み始めている。

修了生を対象とするフォローアップ研修会を毎年実施し、修了生に対する教育効果（学修成果）の検証と教育現場での新たな課題に対する協働研究を継続的に行い、教職大学院の教育の質の向上を図っている。

基準 9-2 : 専門職学位課程の担当教員等に対する研修等, その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

(1) 観点・指標ごとの分析

観点 9-2-① : 個々の教員は, 自己点検・評価の結果に基づいて, それぞれの質の向上を図るとともに, 専門職学位課程にふさわしい教育内容・教育方法等の継続的改善を行っているか。

(観点・指標に係る状況)

各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する自己点検・評価は, 教育活動, 研究活動及び社会との連携に関して毎年度実施している。教育活動については, 「授業」, 「研究指導」, 「その他の教育活動」及び「特色ある点及び今後の検討課題等」の項目に関して, 研究活動については, 「研究成果の発表状況」, 「共同研究(幼, 小, 中, 高等学校及び特別支援学校教員との共同研究を含む)の実施状況」, 「国際研究プロジェクトへの参加状況」, 「学会活動への参加状況等」, 「国内外の学術賞の受賞状況」, 「外国における研究の状況」及び「特色・強調点等」の項目に関して, 社会との連携については, 「社会的活動状況」及び「社会への寄与等」の項目に関して各教員による自己点検・評価を実施している(別添資料 9-1-①-1「平成25年度上越教育大学自己点検・評価実施要項(抜粋)」参照)。

大学評価委員会は, 自己点検・評価データの内容の整理, データ集計等の取りまとめ及び総括的な点検・評価を行い, 自己点検・評価が終了したときは, その結果を学長へ報告する。学長は, 教育研究評議会の議を経て, 自己点検・評価の結果を決定する。

なお, この点検・評価結果については, 「年次報告書」に掲載し, ホームページで学内外に公表している(別添資料 9-2-①-1「年次報告書-第27集:平成23年度版-(抜粋)」参照)。

(観点の達成状況についての自己評価: A)

各教員が常に教育・研究活動の現状を客観的に把握するとともに, 学部・大学院等の理念・目的との関連において点検・評価し, 長所と改善すべき点を明らかにして不断に改善・改革を行い, 本学の教育研究活動等の水準を維持・向上させることを目的として, 大学評価委員会において, 各教員の教育・研究活動及び社会との連携に関する自己点検・評価を毎年度実施している。

大学評価委員会では, 各教員が入力した自己点検・評価データの内容の整理, データ集計等の取りまとめ及び総括的な点検・評価を行い, 自己点検・評価が終了したときは, その結果を学長へ報告している。

また, この点検・評価結果については, 「年次報告書」に掲載し, ホームページで学内外に公表している。

以上のことから, 観点 9-2-①を十分に達成していると判断する。

観点 9-2-② : ファカルティ・ディベロップメントについて, 学生や教職員のニーズが反映されており, 専門職学位課程として適切な方法で実施されているか。特に, 実務家教員と研究者教員の相互の連携・意思疎通を図るとともに, 実務家教員の理論的な知見の充実, 研究者教員の

実践的な知見の充実に、それぞれ努めているか。また、その取り組みが教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

(観点・指標に係る状況)

観点9-1-②で述べたとおり、アンケートや学生から直接聴取した意見を踏まえて、今後の改善方策を検討している。また、「自己評価レポート」(前述)に、ファカルティ・ディベロップメント推進のシステムや改善方策についての教員自身のニーズを記載することを求めており、今後の改善に活用することとしている。

さらに、修了生を対象として実施している「フォローアップ研修」を、教員が修了生から専門職学位課程へのニーズを聴取する機会としても活用している(別添資料9-1-③-1「上越教育大学教職大学院修了生第3回フォローアップ研修会実施要項」参照)。

以上を踏まえて、臨床共通科目やプロフェッショナル科目の一部をオムニバスで開講したり、複数で担当する機会を設けたりすることで、実務家教員と研究者教員とのコラボレーションを組織的に促している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学生や修了生からの意見を基にした改善事例としては、「臨床共通科目」の課題数や発表時間の見直し、レポート指導時間の確保などがあげられる。また、教員の意見を基にした改善事例としては、研究者教員と実務家教員のコラボレーションによる「学校支援プロジェクト」の取組が挙げられる。以上により、上記の取組が自己の授業の問題点等発見と授業改善の契機として機能していることが分かる。

以上のことから、観点9-2-②を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

「自己評価レポート」を活用して、教員のニーズを汲み取る努力をしている。

研究者教員と実務家教員のコラボレーションを促進することで、研究者教員による実践的知見の充実及び実務家教員による理論的な知見の充実をもたらす努力をしている。